



2022年2月2日 東地申39号

「公平・公正な過半数代表者の選出を求める申し入れ」を提出!

2022年1月25日付で、東京支社総務部長名の「過半数代表者の選出について」と題する掲示が各職場に掲出されました。

内容は「過半数代表者選出に関する手続きは、確実な周知や、立候補の自由、投票の秘密の確保など、その客観性や公平性、公正性を担保する必要があること」「社員一人ひとりの自由意思の表明を制約しかねない行為については、法令上も決して許されることではないこと」と記載されています。JR東日本輸送サービス労働組合東京地本としても、過半数代表者の選出については公平性・公正性の担保は必要であり、社員一人ひとりの自由意思の表明を制約してはならないと考えています。

しかし、昨年実施された、過半数代表の選出については選出事務を行う者として管理職が指定され、選出方法に関しても投票用紙の配布、投票の立会いも管理職だけが指定されています。現場で働く社員は公平・公正な選挙であったと全く実感をしていません。

今回、実施される過半数代表者選挙は働く社員が公平・公正な選挙であったと実感できるものにしていく必要があります。

選出事務については、民主的で公平・公正な選挙を行う必要があることから、管理職だけでなく一般社員からも選出し、投票の立会いも一般社員を入れて複数名で行うべきです。過半数代表者は会社の意向で選出できないと定められている中で事業場の管理職だけが選出事務を担うのは公平性に欠けます。また、一般的には選挙の立会いは複数名で行うのが常識であり、客観的に判断し公平・公正の観点からも一般社員からも選出をすべきと考えることから、東京地本は以下の通り申し入れました。

<申し入れ内容>

1. 2019年4月に改正された労働基準法施行規則に則り過半数代表者選挙は公平・公正に行うこと。
2. 過半数代表者選挙実施のため設置される選出事務は一般社員からも希望を募り、投票用紙の配布や投票時の立会い、開票作業などの選出方法に関する手続きに参加させること。
3. 職制を利用した属人への投票の要請や周知を行わないこと。また、社員が萎縮・不安の原因となっているWebでの投票は行わず投票用紙での投票とすること。

過半数代表の責務を果たせるために、公平・公正な選挙を求めます!